公民館報 みまた

発行所
三股町公民館
電話65番
編集責任者
谷口 衛
印刷所
都城市北原町宮丸四開
合資会社 都城印刷所
電話三九二番

六月定例議会終る

六月の定例議会は二十四日に開会議案二十七が提案。全案原案どおり可決され三十日閉会しました。

主なる議案二～三を紹介致します。

◆公営住宅建設議決の更正について……

二〇戸を三一戸に改め「第一種住宅簡易耐火構造平屋建一一坪四」を追加する。

◆養老院建設事業起債議決の更正について……。

起債金額「参百万円代内」に改める。

◆畜産センター設置について……。

町は次のとおり畜産センターを設置するものとする。

一、名称　三股町立畜産センター。

二、設置場所　三股町大字樺山字古堀一九一番地

◆へき地保育所設置について。

一、名称　三股町立へき地大野保育所……等。

尚三股町農業共済条例の一条が改正され本年四月一日からの、農作物共済及び、家畜共済掛金率が変りましたので、掛金が少し上ります。以上大体を申し上げました。

今期議会の二十七議案審議については、テープレコーダーがとってありますので、御用の御方は議会事務局へ御相談下さい。

町民の皆さんが生活環境改善の意慾に燃えて年々衛生全般の認識を高め全般にわたり関心を示されつつある事はまことに同慶に堪えません。こうした意慾と関心が基礎をなして協和の精神が充実しこと数年間計画された部落健康診断にもよく協力して戴きました結果、遂次その成績は向上し遂に三十六年度に於ては県下一位の成績を獲得する事が出来全国五〇市町村の中に入り今回日本結核予防協会総裁秩父宮妃殿下より去る四月十七日直々に東京都商工会議所に於て表彰状を受賞し午餐会迄同席出来ましたことは誠に町民の皆様方の栄挙であります。式終了後皇居内特別拝観まで許可され尚皇后陛下より特別なお言葉まで戴きました事は町民の皆さんのこの上なき光栄とする所でありますよってこの光栄を町民の皆様方に御報告致します。

結核検診
優良町村の表彰

【結核検診優良町村表彰式】

一般住民結核健康診断日割表

月日	実施部落名	実施場所	時刻 X線	時刻 ツ反	BCG	月日	時刻
7．19	大八重	島津事務所	后2時	4時	〃	7．21	午前10時～11時
〃 20	大野内之木場	大野公民館	〃	〃	〃	〃 22	午前10時～11時
〃 23	仮屋	仮屋 〃	〃	〃	〃	〃 25	午后2時～4時
〃 24	灘木	灘木 〃	〃	〃	〃	〃 26	〃
〃 25	梶山	梶山小学校	〃	〃	〃	〃 27	〃
〃 26	田上	田上公民館	〃	〃	〃	〃 28	午前9時半～11時
〃 27	餅原	餅原 〃	〃	〃	〃	〃 29	午前9時半～11時
〃 30	勝岡	勝岡小学校	〃	〃	〃	8．1	午后2時～4時
〃 31	蓼池	蓼池公民館	〃	〃	〃	8．2	〃
8．1	前目 三原	前目 〃	〃	〃	〃	〃 3	〃
〃 2	今市	今市 〃	〃	〃	〃	〃 4	午前9時半～11時
〃 3	下新	下新 〃	〃	〃	〃	〃 5	午前9時半～11時
〃 6	上新 塚原	上新 〃	〃	〃	〃	〃 8	午后2時～4時
〃 7	東原 三島	三股小講堂	〃	〃	〃	〃 9	〃
〃 8	山王原中央	〃	〃	〃	〃	〃 10	〃
〃 9	植木	植木公民館	〃	〃	〃	〃 11	午前9時半～11時
〃 10	上米	上米 〃	〃	〃	〃	〃 12	午前9時半～11時
〃 17	中米	中米 〃	〃	〃	〃	〃 19	午前9時半～11時
〃 20	谷 樋田	谷 〃	〃	〃	〃	〃 22	午后2時～4時
〃 21	大サ 高畑	大サ 〃	〃	〃	〃	〃 23	〃
〃 22	寺柱	寺柱 〃	〃	〃	〃	〃 24	午后2時～4時
〃 23	小サ	小サ 〃	〃	〃	〃	〃 25	午前9時半～11時

明るい話題
匿名で週刊誌を寄贈

この程町立病院に鉄道小荷物が届き、開いてみると「古雑誌です待合室において皆さんに見せて下さい。その内また出来ましたら送ります」（原文）と書き添え週刊誌五十数冊がはいっていました。送り主はどこの方か全く判りません。早速待合室及び病室に配布し厚意を伝えました。ともすれば義理人情も忌れがちな今日の社会に、この美しい送り主の心は再起を願って永い討病生活に明け暮れる、患者の心をどんなに癒したことでしょう。こうしたことから社会は明るくなって行くのでは、ないでしょうか。匿名の送り主の方に対し心から感謝致します。

町立病院

◎住民登録の届出を励行しましょう!!

住民登録法が施行されてから今年の七月一日で満十周年になりますのでもっともっと届出を励行して頂き「住みよい平和な三股町を建設する為に又皆さんの家庭全員が幸せに生活できる社会をつくるためにも私たちに手近な住民登録について再認識いたしましょう。

一、住民登録とは市町村役場にその市町村の区域内に住所をもっている人を登録してその人の居住関係を証明すると同第にいろいろな行政資料に役立てる制度であります。

この登録の台帳を「住民票」といって「氏名」「出生の年月日」「男女」の別住所等八つの事柄が記載してあります。

二、住民票は昭和二十七年七月一日にはじめて役場で調査して作製されました。そしてその後は皆さんが転入や転出の届出、出生、死亡等の戸籍届出によって住民票が事実と合致するようになっております。

三、それではその届出のことですが次の四つの場合には世帯主又は本人が十四日以内に市町村役場に届出をすることになっています。

第一は「転入届」といって他の市町村から現在の市町村に引越をしたとき。

第二は「転居届」といって同じ市町村内で引越しをしたとき、例えば梶山落部から山王原部落に引越をしたときとか又同じ部落内で引越しをしたため番地が変るときとかいう場合です。

第三は世帯主が死亡又は長期転出したとき又は長男が世帯主になるときなどのときに届出をするのが「変更届」です。

第四は国外移住届といって長い間外国に住むようになるとき。

何れも十四日以内に届出をすることになっています。

十四日を過ぎると住民登録法第三十一条によって簡易裁判所の裁判によって検察庁から左のような有難度くないおみやげがきます。

一、住民税課税台帳の作製に利用されます。

二、選挙人名簿の作製に利用されます。

三、予防接種ができます。

四、それでは住民登録は一体どのように便利であり又効果があるでしょうか。

一、就職、不動産の登記等の場合に必要な住民票の謄抄本が発行できます。

二、印鑑証明ができます。

三、扶養証明ができます。

四、入学転校の手続ができます。

五、選挙ができます。

六、自動車等の運転免許の試験が受けられます。

七、失業保険がもらえます。

八、米の配給が受けられます。

九、生活に困ったとき生活保護が受けられます。

一〇、住所についてのあら

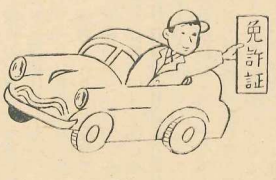

五、戸籍の附票

本籍の役場には戸籍の附票というものがありまして、その附票に皆さんの住所が変るごとに現住所が記入される仕組になっていますから皆さんがどこに住んでいるかかということは戸籍の附票ですぐわかるようになっています。

六、届出の励行

以上のようにあらゆることに便利なそして私たちの生活と切りはなすことのできない重要な住民登録も届出を怠ると怠った本人が不自由を来たし困るのです。

なんと言っても届出をすること、これが第一です。

「みなさん自分のことですから必ず届出をしなければならないことができたら先ず第一番に届出をしましょう。

七、住民票は公正証書です

昭和三十六年六月二十日最高裁判所第三小法廷に於て住民登録法による住民票は刑法第一五七条一項にいう「権利義務に関する公正証書である」という判決がありました。それで住民登録の届出は「うそ」の届をしないようにいたしましょう

八、住民登録の届出の用紙は役場の住民課戸籍住民係に備えつけてある住民移動届ですべての届が一銭の手数料もいらないでかんたんにできます。印鑑だけは必要です。

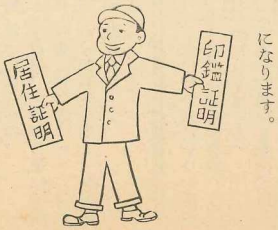

一四、学令簿の作製の基礎になります。

【次号えつづく】

農繁期における労働の不足
対策は共同田植で解決

最近農家において、青壮年の他産業への就職、又は、出稼などで、農家における労働力の不足の現況は、一般に御承知のとおりであります。今後の農家の「あとつぎ」問題は重大な問題として取り上げられております。本町における中学校卒業生で、自家に止まり農業に従事中の者は、三十五年度卒業生二七九名中、三十二名、三十六年度卒業生四二〇名中、十七名で年々減少している現状であります。このような労働力不足対策については、「今や、」国県においてもその対策として検討されている現状であります。

今後各部落共に、この労働力不足の「鍵」を、共同作業（田植）により一掃したいものと思考致します。

農繁期、特に田植時において雇用人夫を雇傭した実状農家戸数二、四四一戸に対し、二、六七二名となって居ります。（昭和三十六年度農家台帳調査）町も、これが農繁期労働力不足対策としては、農業委員、公民館長に、共同作業（田植）を以て解決することが緊急対策として必要であると、農業委員会に、町内一円にこの実施を推進してきた次第で、本年度実施されました部落は、次のとおりであります。その概要をお知らせします。

○上新馬場

昨年一ケ班実施されましたが、公民館長岩崎実春氏の推進により、五月二日希望者の常会を開催希望世帯多く、本年は三組（責任者一組、指宿慶吾、二組、岩崎政信、三組、佐沢新平の諸氏）実施された。

一組実施反別四町一反七畝

二組〃〃〃〃五町一反

三組〃〃〃〃五町二反二畝

期間六月十四日―二十五日

○下新馬場

農業委員柳橋光保氏の推進により四月上旬話合い五月二日常会により決定（一組）（責任者木佐貫悟氏）

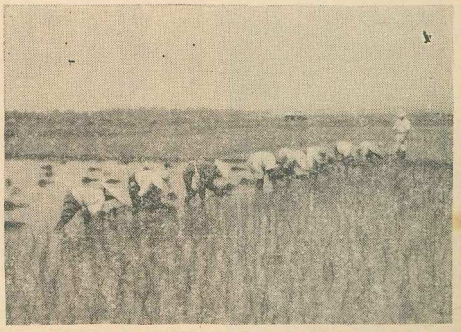

期間六月十日―二十五日

○塚原（責任者（山元常則氏）十世帯

期間六月十八日――二十七日

実施反別四町七反

以上四部落実施されましたが、それぞれ参加世帯の方々は、「本年の田植は安く出来た」と喜ばれており、班によりましては、班の運営資金三、四〇〇円残った班もあるとのことであります。今後尚一層労働力の不足深刻化して行くことが予想されますので、町の農業委員会ではこのような共同作業（田植）は町内全部落に、実施されるよう、呼びかけているところであります。

農業委員会

九世帯、実施反別二町四反

期間六月十八日―二十六日

○山王原

公民館長高野猛夫氏の推進により一組実施（責任者出水兼夫氏）十三世帯実施反別四町五反

期間六月十日―二十五日

皆んなの注意で農薬事故の絶滅を計りましょう

農薬防除の時期になりますと毎年農薬事故が発生して関係者の頭痛の種となっております。今年こそは皆んなの注意で農薬事故を三股町から出さないように協力しましょう。

市郡の過去の農薬事故の実態は左のとおりです。

一、昭和三十五年
三股町三件（死亡三名）
荘内町一件（〃一名）
中郷村二件（中毒一名　自殺未遂一名）

一、昭和三十六年
三股町一件（自殺未遂一名）
荘内町一件（エンドリン自殺一名）
都城市二件（パラチオン自殺一名）（パイジット自殺一名）
高崎町一件（PCP自殺一名）

昭和三十七年
荘内町二件（EPN過失一名）（EPN自殺一名）
高城町一件（マラソン自殺一名）

ともに生活する関係上共同生活をなしうる者であること。

二、留学の手続

留学を希望する青少年は県外先進農家留学申込書五部研修生カード五部、保健所長の健康診断書一部を市町村長に提出すると農業改良普及所長を経て県に提出される。県においては留学希望者に対して書類審査、あるいは面接等の方法で選考を行なって、留学生を決定し市町村を通して通知します。

三、経費

留学地までの往復旅費留学先での見学旅費、研修資料の購入費については予算の範囲内で県から支給されます。滞在費（食費、宿泊費等）は留学先の農家が負担することになりますが、寝具は原則として留学生が持参しなければなりません。また医療費は本人負担となります。

四、その他

出発帰郷のさいは各コース別に一日程度の総合研修を行ない留学生ノート（記録簿）を県に提出してもらいます。県からは留学を終了した者には終了書を授与することになっております。

農業青少年県外先進農家留学実施要領きまる

農業に従事する青少年を県外の先進農家に留学させて農業経営や技術生活等について身をもって修得させ、自家の改善はもとより現在強くおしすすめられているSAP運動の推進者となってもらうために県が実施するもので留学先や研修コース期間についてはそのつどきめられますが留学生の条件や留学手続等は次のとおりです。

一、留学生の条件

①原則として該当コースの専門学修を修了していること
②市町村長のすいせんした者であること
③働きながら学ぶという立場から、それに耐えうる能力や体力を有する者であること。特に胸部疾患精神病、性病、その他の伝染性疾患などの病気を持たない健康な者であること。
④他家に入ってその家族と場所は今までの郵便局の道路ごしの台地に約十八坪の局が新設され初代局長は熊本郵政局から福留秀秋氏が着任され外務員一人となっております。

勿論今までどおり無集配で国各地にみられましたが、これについての今後の対策はありますが新しく国庫の支出金を取扱いします。即恩給、遺族年金、所得税の納入など広範囲になりますので地区の方々に非常に便利になりますので大いに御利用下さい。

蓼池特定郵便局開設

今までの勝岡郵便局は七月十三日で廃止され今回新しく蓼池特定郵便局として七月十四日から事務を開始されます。

森林組合だより

○今年は凍霜害（しもい・たみ）による杉の被害が全

「普及所だより」

農業改良助長法が制定され、私どもの農業改良普及事業が生れまして早や13年、その間昼となく、夜となく、微力ながらも皆様方の農業改良の相談役として頑張って参りました。思えば当初改良普及事務所といっていた名称も、昭和35年には、農業改良普及所と改名され仕事のすすめ方も大分変ってきましたが、それ以上に変る農業の在り方についてはまったく驚くばかりであります。

ことに、日本の経済力がめざましい成長をはじめた昭和35年からは、盛んに農業経営の改善が叫ばれはじめ農業基本法の制定につながる、農業構造の改善、選択的生産の拡大、経営の協業化、主産地形成、自立経営農家の育成事業など、急ピッチに農業の体質改善を迫られております。

このことは、昔の日本農業が、米麦を主体とする増産主義農業であったことと遠い、社会一般的に食生活の内容が変ってきたことと農産物も他の業種の生産品と同じように、市場価値による判定が高まってきたことから生れた、夫々の事業であり、農業が企業として発展していくためには、当然おこなわねばならない、もっとも重要な各事業でありましょう。ところが、ここに大変な問題が起りつつあります。それはすでに御承知の農村人口の減少であり、特に将来農村を担って立つであろうところの若い労働力が年毎に増加しながら流出していることであります。このことは、多少の流出は、農業が企業として立つためには必要なことかもわかりませんが、急激な現況は現段階の、また将来の本県農業にとって充分考慮せなければならない重要なことと思われます。そこで本県では全国に先がけてこのたび農業青少年育成対策を揚げ、農村の環境の醸成、共同学修、実践活動の三本を柱とする。SAP（サップ）運動を展開することになりました。これはたんなる運動でなく、農業を繁栄させるため、組織的に段階的に青少年に学修を積んでいただき、未来の理想農業の中核となっていただきたいと願うものであります。いまや、農産物は買う身になって作れ、とか、そうしながら儲かる栄農をやろう等と、大変むずかしくなりました。しかしいまほど農業が真けんに研究され、各種大事業が強力にすすめられたことは、永い日本農業の歴史とはいえ、かってなかったのではないでしょうか。この意味からいくと、幾多の問題はあるにせよ、いまこそ企業的農業経営の基盤を固める時期がきていると思うのであります。

以上のことから、農業改良普及所として、少しでもこれ等の解明に、また日々の営農改善に役立つことができれば、という意図のもとに、「普及所だより」欄を設けさしていただくことになりました。
御利用いただくとともに御意見等もお寄せ下さい。

七月の花木便り

一、菊の鉢上げ

一番挿しの菊（五月下旬から六月中旬頃までに挿したもの）は発芽の状況により鉢上げ、鉢換の作業を順次行ってゆく。菊穂を挿してから約三週間前後には挿床から小鉢（径三～四寸）に移し植え（鉢上げ）、約三日位日蔭に置き、その後は漸次日照に当てる。小鉢にはあらかじめ、鉢底に一、五糎程度に大粒のボラ砂を入れその上に腐葉土（落葉が腐って出来た山砂に小粒のボラ砂を三分の程度混ぜたのが良い）を八分目程度に詰めて水分を与えて置く（培養土）を入れて、小鉢から抜いたままのものを移し、その周りに鉢の七分目まで培養土を盛って行き鉢のふち際に乾燥肥料（油粕に魚粉を少々混ぜて腐熟させそれを砕いて乾したもの）を三摑み程入れて置く小鉢の時と同じ管理をするが、時々液肥（油粕に魚粉を少々混ぜたものに水を四倍程加えて腐らしたものの上液）を思い切り薄めてかけるが良い。若い芽に病害虫がつかぬように極めて薄い薬剤（マラソンやエンドリン等の殺虫剤、ダイセンやテップ等の殺菌剤）を度々かけ、又大雨長雨に打たれないように注意する。

灌水は夕方、鉢底から滲み出す程度に充分に行う。（汲みたての冷水よりも風呂水とか日照で温った水が良い）肥料はまだやらぬ方が良い。しかし鉢上げの面倒を省くため、始めから小鉢に団子挿しをする方法もある。

二、菊の鉢換え

小鉢の底に根が充分廻った頃（鉢上げ後約二週間前後）中鉢（径五～六寸）に移し換える。中鉢には少し荒目の腐葉土を中粒のボラ砂（三分の一位）を混ぜたもの（培養土）を入れて、小鉢から抜いたままのものを植え、その周りに鉢の七分目まで培養土を盛って行き鉢のふち際に乾燥肥料（油粕に魚粉を少々混ぜて腐熟させそれを砕いて乾したもの）を三摑み程入れて置く小鉢の時と同じ管理をするが、時々液肥（油粕に魚粉を少々混ぜたものに水を四倍程加えて腐らしたものの上液）を思い切り薄めてかけるが良い。若い芽に病害虫がつかぬように極めて薄い薬剤（マラソンやエンドリン等の殺虫剤、ダイセンやテップ等の殺菌剤）を度々かけ、又大雨長雨に打たれないように注意する。

三、摘芯と誘引

芽立が十糎位になったら一本立、三本立等の目的によって摘芯するか、又は頂芯を針先でつついて伸びを止め挿芽挿又は移植したら一週間位日覆いをすること、藁か大粒のボラ砂等を全面敷いて床土の乾燥を防ぐこと、粘着性の少い粗粒性の床土を入れて培養土と混ぜることと等が大切で、その他は鉢作りと同じである。大きくなったり更に敷藁をしてたきの上らぬようにする。

四、菊の露地作り

挿芽挿したら灌水して十日程日陰に置いた後、漸次日に当ててやる。水は朝夕シリンジャー（葉面だけ霧水をかける）をしてやり、移植その他のことは前記の通りで良い。

五、寒菊及び二番芽挿し

これは七月に挿して晩咲きをねらうのであるが、七月は気温と日照が強いので根のつきが悪く腐れ易いので赤ホヤに水を含ませてうづら卵大の団子を作り、これに菊の芯芽を挿し込んで木箱又は露地に埋め込む。挿し床は小粒のボラ砂か川砂を予め日光にさらすか又は良く水洗いしたものを二寸位盛ってその中に埋め込む但し深挿しさ避け、月の遅れている程浅く挿し、七月下旬ともなれば団子の三分一位が床面上に露出しているように挿すのが良い。

又葉挿しと云って芯芽の代りに葉芽を挿すのも面白い葉挿しは一枚の葉とその付根の芽とを一緒に親茎から一糎程削ぎ取り、この葉芽を団子挿しにするのである

六、その他の花木管理

①コスモス、マリゴールド カカリヤ、葉鶏頭、百日草サルビヤ等は七月上中旬頃蒔けば中晩秋に却って手頃の大きさの美しい花を見せてくれる。

立葵は花の終った古株を抜き、只今熟したばかりの種子を七～八月中に直播きして置くのが良い。幼苗の時以外は移植は良くない。

プリムラ（春先に咲く桜草）は遅くとも七月中旬までに北側の涼しい所で、洗面器又は皿、バット等に極めて細目の砂（良く洗う）か水ゴケを盛り、種子を蒔き絶体に水を切らさないようにすれば発芽する。芽が一糎位になったら竹へら等で箱か鉢に移植し、涼しい場所で育てる。冬は南側縁下の日光の良く当る所に置くのが良い。

②蔓ぼう、斑入まさき、アジサイ、八重くちなし、さざんか、のうぜんかづら、クレマチス（鉄扇）等は本年春に伸びた新枝の内固くなった部分を十糎程度に切り、地下二尺以上下の壌土か赤ホヤを盛って、その中に棒挿しすれば良いが、花木は花の終った後の新枝を挿さねばならぬ。

③梅雨、大雨等の後には花卉類（特に菊、バラ）は逸早く殺菌剤を撒き、又害虫駆除を行う。

七、その他の花木

○杉の害虫について駆除申請をされますと、薬剤を無償で交付しますので撒布希望者はお申出下さい。

○立木を売られるときは、多少にかかわらず森林組合に御相談下さい。特様方の立木の評価を無料で致します。

○椎茸の管理

伏込地では下刈が第一で伏込の周囲はもちろん伏込の中も徹底的に下刈をして通風をよくして下さい。

傘木を使用しているものは枝葉が枯れて飛んだり折れたりして直射光線が強く当るところは補強して厚くかけるし、また伏込地が通風がわるく湿度の高い様な所ではよい場所に移動するかできない場合は傘木を薄くします。傘木を使用しない立木地にあっては特に過温になり勝ちなので下刈を枝下しが必要です。

12月～2月までに接種のものはすでに種駒を中心に菌糸が伸びて居りますので種駒を抜いてみて万一伸びて居ない様でしたらその原因を究明して対策を講じなければなりません。

雑菌が八割以上も出て居る原木はホタ場から除去して焼却します。

なお天地返しは七月に行います。

害虫はカクツムリ、ナメクジ、アリなどが原木につくのでホタ場の清掃と捕殺を行います。

右一ケ年間の払込保険料
四四八円

森林組合を通じて造林補助金の交付を受けた山林については七ケ年間の森林災害保険に加入してありますので、凍霜害の被害の多い箇所については保険金が支払われる様目下申請中であります。

尚七年以上の山林に対しても次の様な保険制度がありますので御利用下さい。

殊に今年は青鳥をはじめ各地に山火事が発生し切角育てた山が一瞬にして灰となって居りますので、火災の危れのある所は特に加入をおすすめ致します。

一町歩当りの標準保険金額八〇、〇〇〇円

編集後記

田植を終えて息つく間もなく、農事に多忙な昨今です。本年は大変雨量が多く畑作がなか～～です。雨!!暑さ!!と、健康のバランスをそこなう時季ですから御互充分健康に留意致しましょう。

毎号発行が遅延致し誠に申訳なく思っている次第です原稿の投稿が少なく編集に困っていますから、親しまれる館報として御協力下さい。

三股町史購読を!!

昭和二十三年五月三日新憲法発布の日、三股町制が施行されましてから、十年、町制十周年の記念行事として、町史発刊の運びとなりました。私たちの遠い祖先が永い幾世代に築いた足跡であり、時代の総ての縮図であります。私たちはこの町史を羅針盤とし、後世へよりよき社会の一頁を残したいものです。意義あるこの町史を必読下さい。

必読書　三股町史　定価五〇〇円

三股町収入役室で御買求め下さい。